

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部 生活支援課

番号 6

許認可等の内容		支援給付の変更の申請に対する処分
根拠法令及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項
審査基準	関係条項	生活保護法第8条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>支援給付の変更の申請の決定にあたっては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号） 生活保護法による実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知） 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知） 生活保護法による保護の実施要領の取扱について（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知） <p>※支援給付の変更の申請に対する処分に係る審査基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第24条第9項において準用する同条第1項から第7項の規定による保護の変更の決定に関して定められた上記に掲げる文書のとおりとする。</p>
	参考事項	生活保護手帳、生活保護手帳別冊問題集（中央法規）
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成29年6月2日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日以内 (ただし、調査に日時を要する等特別な理由がある場合は、30日以内)
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）